

買い物支援に係る「福岡 100 PARTNERS」の登録に関する取扱い要領

(趣旨)

第1条 地域住民の求めに応じて、円滑に地域と企業等のマッチングを図ることにより、地域において買い物支援や買い物サービスが実施され、地域住民が住み慣れた地域で暮らし続けるための基盤をつくるため、地域団体と協働した買い物支援や地域に対する買い物サービスを実施または実施する意思のある企業等を「福岡 100 PARTNERS」として登録することとする。

(登録要件)

第2条 買い物支援に係る「福岡 100 PARTNERS」の登録にあたっては、「福岡 100 PARTNERS」の登録に関する取扱い要綱の登録要件に加えて、次の各号に掲げる支援やサービスを実施していること、または実施する意思があることを要件とする。ただし、買い物支援や買い物サービスの実施にあたり、資格、届出、申請、許可等が必要なものについては、あらかじめ関係機関等から資格・許認可等を取得することとする。

- (1) 買い物支援自動車の車両の無償提供
- (2) 買い物支援自動車の運転ボランティアの無償提供
- (3) 買い物支援自動車の付添ボランティアの無償提供
- (4) 買い物支援の場所の無償提供
- (5) 食料品・日用品の移動販売
- (6) 食料品・日用品の宅配
- (7) 食料品・日用品の買い物代行
- (8) その他の地域に対する買い物支援や買い物サービスを実施

(登録の申請)

第3条 買い物支援に係る「福岡 100 PARTNERS」として登録を希望する企業等は、「福岡 100 PARTNERS」の登録に関する取扱い要綱に定める「福岡 100 PARTNERS」登録申込書に加えて、買い物支援に係る「福岡 100 PARTNERS」登録兼変更申請書(様式第1号)を福岡市福祉局生活福祉部地域福祉課(以下、「事務局」という。)に提出しなければならない。

(登録企業等の責務)

第4条 登録企業等は、事務局の求めに応じて買い物支援や買い物サービスの実施状況の報告を行うとともに企業等向けのセミナー等において取組事例の発表に協力しなければならない。

(登録企業等の禁止行為)

第5条 登録企業等は、買い物支援や買い物サービスを実施するときに、違法行為、布教活動、選挙活動、その他不適切な行為をすることはできない。

(登録企業等の周知等)

第6条 事務局は、登録企業等が実施する買い物支援や買い物サービスの情報について、ホームページ等を通じて広く周知するとともに、必要に応じて地域団体に情報提供を行うものとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録企業等は、登録内容に変更が生じた場合は、買い物支援に係る「福岡 100 PARTNERS」登録兼変更申請書(様式第1号)により、事務局に変更申請しなければならない。

(第三者による情報利用に関する責任)

第8条 第三者がホームページ記載情報等を利用したことによるトラブル等については、当該利用者と登録企業等との間で解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 登録企業等で、地域のまち・絆づくり応援企業・商店街等登録事業実施要綱に定める登録要件に合致し、かつ登録を希望する場合は、円滑に登録が行われるよう支援を行うものとする。

附則

(施行日)

この要領は、令和元年6月7日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。